

飯塚市地域商店環境づくり事業費補助金交付要綱

令和3年6月22日

飯塚市告示第209号

(趣旨)

第1条 この告示は、商店街等の団体が行う地域商店環境づくり事業に要する経費を補助することにより、安全で安心できる買い物環境づくりを図り、商業の活性化を目的とする飯塚市地域商店環境づくり事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、次の各号に定めるものとする。(以下「補助事業者」という。)

- (1) 商店街等(商店街その他の商業の集積又は問屋街をいう。以下同じ。)を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。
- (2) 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
- (3) 前2号に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、福岡県買い物の場としての商店街機能強化事業費補助金(以下「県補助金」という。)の交付を受け、補助事業者が実施する商店街共同施設の整備等に係る事業とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に要する経費とし、補助金の額は、補助対象経費の3分の1を限度として市長が定め、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとするときは、県補助金の交付決定通知書の写しを添えて飯塚市地域商店環境づくり事業費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請内容に不備があると認めるときは、前項の規定に基づき申請した者に、その補正を求めることができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、飯塚市地域商店環境づくり事業費補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(事業変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金の交付決定の内容について変更(中止及び廃止を含む。)の承認を受けようとする場合には、県補助金の変更決定通知書の写しを添えて変更等承認申請書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書の提出があったときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付して、飯塚市地域商店環境づくり事業費補助金交付変更等承認(不承認)通知書により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第8条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、交付の申請に係る様式その他の必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。